

## 募金趣意書

### 1. 募金の趣旨

大原美術館は、美術館が設立された昭和5年の「創業」、大原ルネッサンスと呼ばれた第二次世界大戦後の「第二創業」に続き、開館80周年を目前にした現在を「第三創業」と位置付け、21世紀の社会に対応した諸事業への積極的な取り組みを開始しております。

また、当館はこのたび、特に公益に資するところの大きい法人であるとして『特定公益増進法人』に認定され、幅広い寄付免税の特典を付与されることになりました。

これを機に、21世紀に即した美術館作りに資するため、「大原美術館 第三創業基金」を創設して広く各界の皆様のご支援をお願いすることとさせていただきます。

ご高承のとおり、当館は、わが国初の総合的私立美術館として昭和5年に設立され、その後約80年の長きにわたり、日本を代表する貴重なコレクションとして多くの人たちに親しまれるとともに、美術界の指導者や内外の碩学に多大な示唆と影響を与え、わが国の美術の発展に大きく寄与してまいりました。現在も、コレクションの一層の充実に努める一方で、教育普及活動、新進作家の育成、音楽等他分野とのコラボレーションなど広範囲においてパイオニア的活動を展開し、名実ともに日本を代表する美術館として注目されています。

首都を遠く離れた倉敷の地で、民間の立場を堅持しながら、日本のリーディング・ミュージアムとして奮闘している大原美術館の存在は、わが国の文化力を世界にアピールするうえでも貴重な国民的財産であると考えます。

こうした大原美術館の「第三創業」に際し、広く全国から浄財を募ることによって、わが国の文化発展、さらには海外への日本文化の発信に貢献いたしたく思い、ここに有志の皆様に下記のとおり、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。皆様のご理解とご支援を、心よりお願い申し上げます。

### 2. 資金用途

「大原美術館 第三創業基金」は、「第三創業事業」にかかわる以下の事業に活用いたします。

#### 1) 新事業ドメインの開拓・推進

教育普及活動、学術活動、アーティストの発掘・育成、音楽等の他分野とのコラボレーション、地域社会との協働、国内外の美術館等との交流と協働等、21世紀の美術館に要求される諸事業の開拓と推進を行います。

#### 2) 新世紀の美術館にふさわしい設備リニューアル

新規収蔵庫棟の建設と既存の展示棟のリニューアルを主とした作品保存施設としての機能充実。貴重な文化財を半永久的に維持する施設として、温湿度等室内環境管理の強化と社会情勢や自然環境等の変化に伴う防災・防犯面での一層の設備強化は急務です。また一方では、照明設備等の刷新や各施設のユニバーサルデザイン化によって、顧客アメニティーの向上を果たします。

### 3) 作品の保存・修復・調査研究

作品の修復は緊急度に従い順次進めていますが、一層の推進が望まれます。また、多様な分野にわたる多数の所蔵作品の意義をより明確にするために、作品に関する調査・研究をさらに推進します。

### 4) その他第三創業関連事業とドリームプラン

さらに将来のドリームプランとして、美術館周辺の日本の伝統を踏まえた都市景観と一層の融合をはかり、日本の伝統的な美術作品の展示も実施して、わが国と世界の文化的な出会いの場としての新しい大原美術館像の実現を目指します。

## 3. 募金目標

当面、「特別公益増進法人」指定第一期の2年間は、年間1億円を目標とします。

## 4. 「特定公益増進法人」の寄付税制上の特典について

大原美術館は、「特定公益増進法人」の認定を受けおりますので、寄付金への税務上の所得控除（損金算入）の特典が広く認められています。

具体的な税務上の特典は

#### 法人の皆様の場合

損金算入限度額の特例により、一般の寄付金とは別枠でその同額まで損金に算入できます。

#### 個人の皆様の場合

年間所得の40%を限度として特定寄付金となり、寄付者の所得から控除されます。（寄付金控除）ただし、確定申告が必要です。

以上の特典をお受けいただくためには、ご寄付いただいた皆様に対し当館からお届けする「領収書」と「所得税法施行令第217条第1項第3号及び法人税法施行令第77条第1項第3号に掲げる特定公益増進法人であることの証明書」（コピー）を税務申告書に添付し、該当する金額を所得から控除して申告してください。



## 5. 寄付金額

平成 19 年度 「大原美術館第三創業基金」 へのご寄付のお願い

法人の皆様 1 口 30 万円

(1 口以上任意の金額でお願いいたします。)

※ただし、1 口未満でも 10 万円からお受けいたします。)

個人の皆様 1 口 3 万円

(1 口以上任意の金額でお願いします。)

※ただし、1 口未満でも 1 万円からお受けいたします。)

1 口以上のご寄付いただいた方のご尊名を美術館内に掲示し顕彰させていただきます。掲示を望まれない方はお申し出ください。

また、ご寄付いただいたすべての方のご尊名を、当館が定期的に発行する美術館ニュースや広報印刷物などに掲載させていただきます。掲載を望まれない方はお申し出ください。

ご寄付のお申込は、添付の「寄付申込書」をご利用ください。

お問合せ先

大原美術館 (TEL 086-422-0005 FAX 086-427-3677)

副館長 虫明 優

e-mail: mushiake@ohara.or.jp



**FAX 086-427-3677**

平成 年 月 日

財団法人大原美術館  
理事長 大原 謙一郎 宛

ご住所

お名前

平成 19 年度「大原美術館第三創業基金」へ寄付します。

**寄付金額** \_\_\_\_\_ 円

- お振込先  中国銀行倉敷本町出張所 普通預金 1349871  みずほ銀行倉敷支店 普通預金 1043286
- 郵便局 NO. 01300-8-45057

口座名 財団法人大原美術館 理事長 大原謙一郎

※ 選択されたお振込先金融機関の  をチェックしてください。  
恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。  
なお、郵便局をご選択される場合は、手数料のご負担のない振込用紙(受取人払い)をご利用ください。

**お振込予定日** 平成 年 月 日

**ご寄付者名** \_\_\_\_\_

**ご担当者名** \_\_\_\_\_  
(上記と同一の場合はご記入不要です。)

**ご連絡先**  TEL  FAX  e-mail  
(いずれか  をチェックの上、下記に連絡先をご記入ください。)

**掲示・掲載** 館内へのご尊名の掲示を  望まない。

美術館ニュースへのご尊名の掲載を  望まない。

(上記にチェックのない場合、掲示、掲載させていただきます。)